

<全国情報技術協同組合員専用>

サイバー保険

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 サイバー保険特約条項

【 制度概要 】

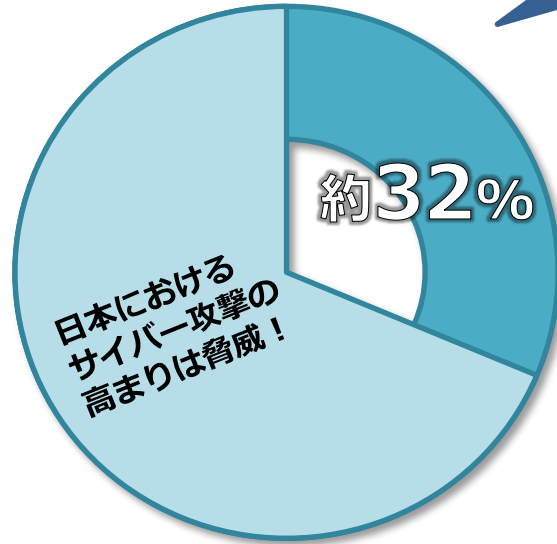
- 保険期間 2024年1月1日午後4時～2025年1月1日午後4時
- 保険契約者 全国情報技術協同組合
- 申込締切日 2023年12月15日
- 保険料支払方法 請求書払
- お手続方法 加入依頼書を指定代理店までご提出ください。

【 中途加入は毎月随時受付中 】

- ご加入日 中途加入は毎月1日付での加入となります。
- 申込締切日 ご加入日の前月15日 ※ 幹事取扱代理店 株式会社エクスセルへ申込書類必着
- お近くの指定代理店もしくは、全国情報技術協同組合事務局までご連絡ください。
- 指定代理店一覧は、全国情報技術協同組合HPをご覧ください。
<https://www.itcoop.or.jp/>
- 全国情報技術協同組合事務局：TEL 03-3241-0230 受付時間 9:00 - 17:00 (平日)

ご存じですか？

中小企業の約32%が サイバーセキュリティ事故の当事者に！



標的は大企業ばかりではない！

「ウイルスに感染した」「ウイルスを発見した」との回答が
中小企業でも増えています。

「自社にもサイバー攻撃が起きる」ということを念頭に置き、
損害の発生および拡大を防止する対策を構築しておく必要があります。

出典：IPA「2016年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」
約4,000社のうち「ウイルスに感染した、もしくは発見した」と答えた企業の割合

[情報漏えい]

日本人の

約 $\frac{1}{20}$
(5,613,797人)

「2018年に公表された個人情報
漏えい者数」

[想定損害賠償額]

総額

約 2,700
億円

「2018年に公表された個人情報漏えい事故の
想定損害賠償額」

[通常では想定外のアクセス]

前年比較

約 1.6 倍
(6,506件)

「2020年にインターネットとの接続点に設置したセンサー
で検知した1日1IPアドレスあたりの件数と前年度比」

ひとたびサイバーセキュリティ事故が発生すると…

サイバー攻撃が起これると、原因調査から顧客・取引先への謝罪などの各種対応や巨額な損害賠償が発生します。

個人情報・機密情報が
漏れた！

システムが使えず
業務に阻害が！

データの消失や
プログラムの改ざん！

システム機器や
通信機器が損壊した！

データを暗号化され
予期せぬ
復旧費用が発生！

メールシステムの
不正アクセスにより
犯罪に巻き込まれた！

情報が流通して
他人の権利侵害！

事故対応の遅延により
取引先・顧客の
信頼が失墜！

法令等の違反により
行政対応が発生！



事例

サイバーセキュリティ事故・情報漏えいによる損失

マルウェア感染により、13の自動車工場のシステムがオフラインになり、組立ラインで働く50,000人の作業が中断。生産が約50分間停止した。
(自動車メーカー：アメリカ)

約17億円の損害

半導体工場の最終ラインで、品質検査を行う検査装置がUSBメモリ経由によりマルウェア感染した。

(半導体メーカー：日本)

生産ライン停止

電子メールに添付したマルウェアを介してアカウント情報を入手した後に製鉄所のオフィスネットワークに攻撃者が不正侵入。さらに生産設備の制御システムに不正侵入を拡大させた。
(製鉄所：ドイツ)

ビジネス中断

外部からの不正アクセスにより、約67万件のクレジットカード情報が流出した。

(自治体：日本)

WEBサイトの停止

外部からの不正アクセスにより、約42万件の個人情報(約5.6万件のクレジットカード情報を含む)が流出した。
(小売：日本)

公式オンラインの全サービスストップ

在宅勤務時に業務端末でSNSを利用したことにより複数の機器がウイルス感染し、対象機器のネットワークからの遮断を行った。
(製造：日本)

ウイルス拡散・ネットワーク遮断

請求の内容によっては、保険金のお支払い対象とならない場合があります。

情報化社会の多様なリスクを包括的にカバー

事故原因調査から データ復旧にいたるまでの 一連の対応費用を補償!

不正アクセス等のおそれが発生した場合の事故発生有無調査、システム遮断対応、原因調査、損壊したデータの復旧にいたるまでの一連の費用を補償します。



全世界での事故を補償!

サイバーセキュリティ事故による被害はボーダーレスのため、全世界で発生した事故や損害賠償請求が補償対象です。



システム開発などの IT事業のリスクも カバー可能!(オプション)

ソフトウェアの開発やクラウドサービスの提供など、IT事業の遂行に起因した賠償責任も補償対象です。



従業員の 操作ミスにより生じた 損失も補償!

外部からの不正アクセスやマルウェア感染などの事故だけでなく、従業員のシステム設定ミスなどの内部起因の事故によって生じた賠償責任等も補償します。



カバンの置き忘れ などによる 情報漏えいも対象!

インターネットを通じた情報の漏えいのみならず、カバンの置き忘れや書類の紛失などの電子データ以外での情報漏えい、またはそのおそれによって生じた賠償責任等も補償します。



サイバー保険の補償内容

次のような事故により、被る損害に対して保険金をお支払いします。

第三者に対する賠償責任

「サイバーリスク」等に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用の補償

以下の4つの事故が発生したことにより、お取引先等の第三者に被害を与えてしまい、貴社が法律上の賠償責任を負うことによって生じる損害を補償します。

①サイバー攻撃

不正アクセスやDoS攻撃、データの改ざん・破壊など
貴社のシステムに対する外部からの
アタックなどによる損害



②情報漏えい・おそれ

貴社の業務における
情報漏えい、または
そのおそれによる損害



③デジタルコンテンツ 不当事由

貴社の業務の一環としてのシステムの
所有・使用・管理による
名誉棄損やプライバシー侵害、
著作権侵害などによる損害



④ITユーザー業務による 偶然な事故

上記①～③以外の貴社の業務の一環としての
システムの所有・使用・管理に起因する
偶然な事由による損害

(貴社内でのシステム
運用や利用における
操作誤り、システム
不具合などの事故を
いいます)



[想定事故例とお支払いする保険金 (中小企業の場合)]

本事例は実際に発生した事故をもとに当社で設定しています。

事故概要

売上高約5億円の教育支援事業者が、教育コンテンツ配信用クラウドサービスに不正アクセスを受け、100万人規模のID・パスワードと、数千人の個人情報流出した。

原因

サイバー攻撃への対策は行っていたものの、それを上回る高度な技術での攻撃により被害が発生した。教育関係機関等はセンシティブな情報を取り扱うこともあり、昨今標的となりやすい。

想定される損害と保険金 (※)

<賠償責任>	
個人情報漏えいについての賠償金	2,000万円
<各種対応費用>	
個人情報漏えいについての見舞金	5億円
調査費用	1,000万円
ネットワーク復旧費用	100万円
コールセンター設置費用	1,000万円
合計	約5億4,000万円

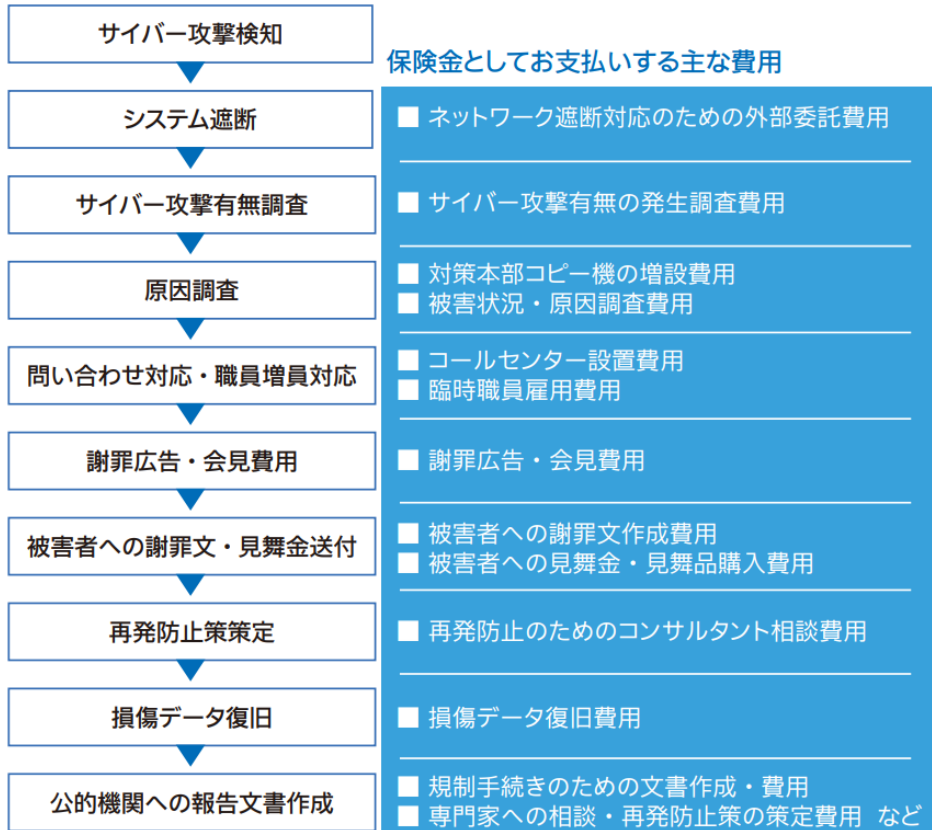
約
5億4,000万円
の損害

※想定損害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際のお支払保険金は契約の条件によって異なります。

事故発生時の各種対応費用

「サイバー攻撃の発生等に起因して生じる「事故調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償

サイバー攻撃の発生により、情報漏えい等が生じた場合には、以下のように多くの対応が求められます。サイバー保険では「事故対応特別費用」「サイバー攻撃対応費用」「情報漏えい対応費用」「法令等対応費用」の4種で一連の費用が幅広くカバーされます。



事故発生後の対応に必要な費用を包括的にお支払いします。

※上記のフローと保険金の範囲は、一例であり実際の保険金は契約条件や事故の内容によって異なります。
※各費用保険金の詳細についてはP.をご覧ください。



サイバー保険の緊急時対応機能

- サイバー保険で補償対象とするサイバーセキュリティの被害は、**事故の早期発見・早期対応が極めて重要であり、対応の遅れは被害の拡大を招きます。**
- サイバー保険では、緊急時対応に要する費用を包括的に補償しているだけでなく、**緊急時の対応に要する各種の対応を「緊急時サポート総合サービス(P.7)」を通じてサポートすることができ、お客様の有事における負担の軽減を図ることができます。**

[想定事故例とお支払いする保険金(中小企業の場合)]

本事例は実際に発生した事故をもとに当社で設定しています。

約
1,000万円
の損害

事故概要

従業員150名規模の食品製造業者で、役員のパソコンがウイルス感染し、保存されていた過去のメールが発信され、自社や取引先の情報が漏えいした。

原因

ウイルスソフトを導入していたものの、定義ファイルの更新作業が漏れており、ウイルスの1種であるマルウェアを検知できなかった。

想定される損害と保険金(※)

損害調査費用
(誤発信メール送付履歴調査等) 700万円
復旧費用
(被害端末の再設定費用) 300万円
合計: 約 **1,000万円**

※想定損害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際のお支払保険金は契約の条件によって異なります。

- サイバー保険の基本補償は、「第三者に対する賠償責任」と「事故発生時の各種対応費用」の補償により構成されています。
- 以下は、サイバー保険にセットできる主なオプションです。セットすることで貴社の業務実態に即した補償内容の設計が可能です。

自動セット

使用人の違反行為を補償(使用人法令違反補償追加条項)

基本補償で補償されない使用人等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害を補償します。ただし、このオプションをセットしても、犯罪行為・背任行為等を行った使用人等自身の被る損害については補償しません。

サイバー保険の基本補償では、貴社の使用人が行った窃盗、強盗、詐欺、横領などの背任行為に起因して貴社が被る損害は補償されません。十分な従業員教育を行ってもゼロにすることは困難な使用人の背任行為に関するリスクについて補償の対象とするオプションです。本制度では自動セットされます。



オプション

ITサービス業務を補償(ITサービス業務補償追加条項)

ITサービス事業者として提供するソフトウェア・プログラムの瑕疵や情報メディアの提供に起因する損害を補償します。

サイバー保険の基本補償では、貴社が第三者に対して対価を得る目的でソフトウェア・IT関連製品の開発やクラウドサービスを提供することに起因して発生した損害は補償されません^(※)。アプリ開発やIoT機器製造などITサービス業務を行う場合には本オプションをセットすることをご検討ください。

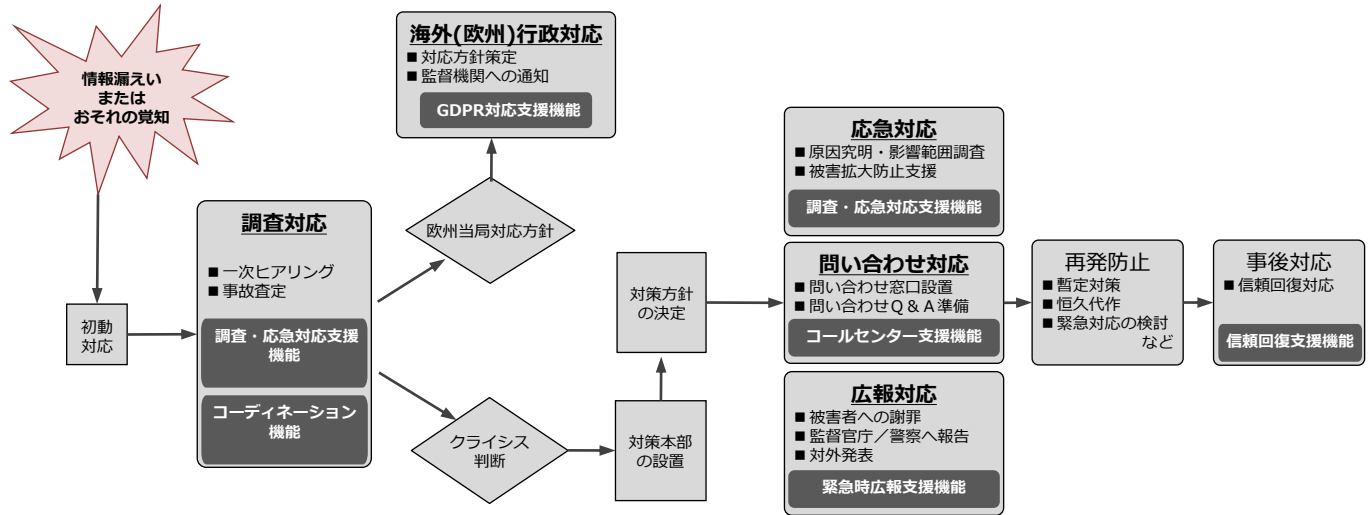
(※損害の発生が情報漏えいに起因する場合は基本補償に含まれます。)



緊急時サポート総合サービス（自動セット）

「サイバー保険」に加入すると、情報漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、これによる事故の公表や被害者への謝罪等の対応をしなければならぬ緊急時に総合的にサポートします。（ただし、サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。）

情報漏えい時の対応措置と活用できる機能（例）



調査・応急対応支援機能 <ul style="list-style-type: none"> □ 事故判定 □ 原因究明・影響範囲調査支援 □ 被害拡大防止アドバイス <p>など</p>	緊急時広報支援機能 <ul style="list-style-type: none"> □ 記者会見実施支援 □ 報道発表資料のチェックや助言 □ 新聞社告支援 <p>など</p>	コールセンター支援機能 <ul style="list-style-type: none"> □ コールセンター立上げ □ コールセンター運用 □ コールセンタークローニング支援 <p>など</p>	
信頼回復支援機能 <ul style="list-style-type: none"> □ 再発防止策実施状況について証明書を発行 □ 格付機関として結果公表を支援 <p>など</p>	GDPR対策支援機能 <ul style="list-style-type: none"> □ GDPR対応に要する対応方針決定支援 □ 監督機関への通知対応支援 □ 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所紹介 <p>など</p>	コーディネーション機能 <ul style="list-style-type: none"> □ 必要となる各種サポート機能の調整 □ 法令対応等の協力弁護士事務所を紹介 <p>など</p>	ファイナンス機能 <ul style="list-style-type: none"> □ 事故受付&緊急時サポート総合サービスの利用連絡 □ サイバー保険の保険金支払い（謝罪会見・公告・文書費用、見舞品費用、クレーム対応費用、コンサルティング費用）

対象事業者さま

<対象となる事業者さま>

- 売上高が200億円以下の企業。
ただし、金融、鉄道・航空、石油・化学製造、通信・放送、医療機関、電力・ガス・水道、公共機関、インターネットサービスプロバイダ、クラウド/ホスティング、ECプラットフォーム、オンライン決済サービスの事業者さまは、本保険の加入対象となりません。

保険適用地域

全世界、事故発生地域・損害賠償請求地域を問わず補償の対象となります。

保険金額および保険料

(注1)保険金額は1事故・期間中(賠償責任の場合は、1請求・期間中)の限度額となります。

(注2)総支払限度額は、賠償責任の保険金額であり、他の補償項目の保険金額はその枠での支払限度となります。

(保険期間1年、一括払)

※自己負担額はありません。

業種区分Ⅰ：製造業、卸売・商社、小売業、建設業									
売上高	A			B			C		
	保険金額	賠償責任	3,000万円	保険金額	賠償責任	5,000万円	保険金額	賠償責任	1億円
		事故対応費用	100万円		事故対応費用	300万円		事故対応費用	500万円
3億円まで		AA1	16,740円		AB1	22,100円		AC1	28,490円
5億円まで		AA2	31,260円		AB2	41,260円		AC2	53,180円
10億円まで		AA3	40,740円		AB3	53,790円		AC3	69,320円
20億円まで		AA4	52,470円		AB4	69,260円		AC4	89,270円
30億円まで		AA5	65,860円		AB5	86,950円		AC5	112,060円
40億円まで		AA6	76,470円		AB6	100,950円		AC6	130,100円
50億円まで		AA7	84,280円		AB7	111,260円		AC7	143,400円
100億円まで		AA8	107,720円		AB8	142,210円		AC8	183,280円

業種区分Ⅱ：物流、学校・教育関連、宿泊業、福祉・介護									
売上高	A			B			C		
	保険金額	賠償責任	3,000万円	保険金額	賠償責任	5,000万円	保険金額	賠償責任	1億円
		事故対応費用	100万円		事故対応費用	300万円		事故対応費用	500万円
3億円まで		BA1	36,490円		BB1	48,180円		BC1	62,090円
5億円まで		BA2	68,120円		BB2	89,930円		BC2	115,910円
10億円まで		BA3	88,800円		BB3	117,230円		BC3	151,090円
20億円まで		BA4	114,350円		BB4	150,960円		BC4	194,560円
30億円まで		BA5	143,540円		BB5	189,500円		BC5	244,230円
40億円まで		BA6	166,660円		BB6	220,010円		BC6	283,560円
50億円まで		BA7	183,690円		BB7	242,490円		BC7	312,530円
100億円まで		BA8	234,780円		BB8	309,940円		BC8	399,460円

業種区分Ⅲ：出版・印刷・新聞、飲食サービス、不動産業、旅行業、その他(非金融・非IT)									
売上高	A			B			C		
	保険金額	賠償責任	3,000万円	保険金額	賠償責任	5,000万円	保険金額	賠償責任	1億円
		事故対応費用	100万円		事故対応費用	300万円		事故対応費用	500万円
3億円まで		CA1	28,340円		CB1	37,410円		CC1	48,210円
5億円まで		CA2	52,900円		CB2	69,830円		CC2	90,000円
10億円まで		CA3	68,950円		CB3	91,030円		CC3	117,320円
20億円まで		CA4	88,790円		CB4	117,210円		CC4	151,070円
30億円まで		CA5	111,460円		CB5	147,140円		CC5	189,640円
40億円まで		CA6	129,400円		CB6	170,830円		CC6	220,170円
50億円まで		CA7	142,630円		CB7	188,290円		CC7	242,670円
100億円まで		CA8	182,300円		CB8	240,660円		CC8	310,170円

業種区分Ⅳ：IT業 (ITサービス業務補償追加条項セット。ただし、インターネットサービスプロバイダ、クラウド/ホスティング、ECプラットフォーム、オンライン決済サービスは除く)									
売上高	A			B			C		
	保険金額	賠償責任 (ITサービス業務補償追加条項セット)	3,000万円	保険金額	賠償責任 (ITサービス業務補償追加条項セット)	5,000万円	保険金額	賠償責任 (ITサービス業務補償追加条項セット)	1億円
		事故対応費用	100万円		事故対応費用	300万円		事故対応費用	500万円
3億円まで		DA1	366,230円		DB1	483,470円		DC1	623,120円
5億円まで		DA2	683,630円		DB2	902,490円		DC2	1,163,150円
10億円まで		DA3	891,160円		DB3	1,176,450円		DC3	1,516,260円
20億円まで		DA4	1,147,520円		DB4	1,514,890円		DC4	1,952,440円
30億円まで		DA5	1,440,510円		DB5	1,901,670円		DC5	2,450,920円
40億円まで		DA6	1,672,450円		DB6	2,207,870円		DC6	2,845,570円
50億円まで		DA7	1,843,360円		DB7	2,433,500円		DC7	3,136,360円
100億円まで		DA8	2,356,070円		DB8	3,110,360円		DC8	4,008,720円

想定事故例とお支払いする保険金

想定事例は実際に発生した事故をもとに当社で設定しています。

約
1,300万円
の損害

事故概要

クラウドサービス事業者が、問い合わせシステムより外部から不正アクセスできる状況となっており、数千件の顧客情報を流出させた。

原因

ホームページ上の個人情報を含む問い合わせ内容を別の場所に移す作業を怠っていたために、流出件数が多くなったことが考えられる。

想定される損害と保険金 (※)

個人情報漏えいに伴う見舞金200万円
調査費用（アクセスログ調査）800万円
復旧費用（不正アクセスを回避するための回収作業等）300万円

合計：約**1,300万円**の損害

※想定損害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際のお支払保険金は契約の条件によって異なります。

高い技術をもつIT事業者であっても、全ての攻撃やヒューマンエラーを防ぐことは困難です。ITサービス業務補償オプション(P.6)をセットして、しっかりと対策しましょう。

約230万円
の損害

事故概要

従業員数百名規模の不動産会社にて、顧客情報を誤添付して取引先へ送付したことにより、約500件の個人情報の漏えいが発生した。

原因

ヒューマンエラーが主たる原因である。パスワードの設定誤りや、メール誤送信防止ツールを活用することでリスクを少なくできるが、完全にリスクを排除することは困難。

想定される損害と保険金 (※)

誤送信に伴う削除依頼等各種対応200万円
情報が漏えいした被害者に対する見舞費用 30万円

合計：約**230万円**の損害

※想定損害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際のお支払保険金は契約の条件によって異なります。

サイバー保険では、上記のようなメール誤送信や、書類の置き忘れによる情報漏えいも保険金支払いの対象です。

お支払いする保険金の種類

【第三者に対する賠償責任部分】

サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、情報の漏えいまたはそのおそれ、ITユーザー業務による偶然な事由によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定(※)がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。(※)業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

【事故発生時の各種対応費用部分】次の(1)～(4)について保険金をお支払いします。

(1)サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等(他人の業務の休止または損害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます)が発生するおそれのある状況を認識した場合に、以下の事故対応特別費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用 オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用 ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用(被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。)
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイの費用 ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用
④ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用 ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(使用人等の所有するモバイル通信端末等を除きます)の修復、再製作または再取得費用
⑤ 法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品(※)の購入費用および発送費用 (※)有体物にかぎります。

サイバー保険のあらまし

(2)サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合(注)に支出するサイバー攻撃対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
③ 事故対応関連費用	(1)①エ、シおよびスに掲げる費用(※) (※)実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注) 公的機関からの通報、貴社がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。

(3)情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと(注)によって支出する以下の情報漏えい対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品(※)の購入費用および見舞品(※)の発送費用 (※)有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品(※)の購入費用および見舞品(※)の発送費用 (※)有体物にかぎります。
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
⑤ 事故対応関連費用	(1)①に掲げる費用
⑥ 再発防止費用	(1)②に掲げる費用
⑦ データ復旧費用	(1)③に掲げる費用
⑧ 被保険者システム修復費用	(1)④に掲げる費用

(注) 情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

(4)規制手続きもしくは、法令等に抵触するおそれがある場合において支出した以下の法令等対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカのほか、必要かつ妥当と認められる費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した合理的な費用で、必要と認められる費用
③ 再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑥ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑦ 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権および商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑧ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑪ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑫ 株主代表訴訟等によってなされた損害賠償請求
- ⑬ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- ⑭ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求

など

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと

など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は全世界となります。
- 保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
 - ① 保険期間が1年以内のご契約
 - ② 営業または事業のためのご契約
 - ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
 - ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。
- ※ 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
- （注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

● 告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務〈告知義務〉があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項

(注) について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

- (注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

● 通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- (注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

万一事故にあわれたら（続き）

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に關して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が起こった場合（サイバー保険）

事故が起こった場合は、ただちに指定代理店までご連絡ください。

ただちにご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、指定代理店までご連絡ください。

- 指定紛争解決機関

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

0570-022808（通話料有料）

※おかけ間違いにご注意ください。

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

契約者、被保険者、引受保険会社について

契約者 : 全国情報技術協同組合
被保険者 : 全国情報技術協同組合の各組合員
引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社
幹事取扱代理店 : 株式会社エクセル
非幹事取扱代理店 : 全国情報技術協同組合の各指定代理店

保険料について

保険料は、引受保険会社における料率改定や本制度加入者全体の保険金支払実績等に基づき、翌年度以降変更となる可能性がありますのでご注意ください。

お問い合わせ

取扱代理店（幹事取扱代理店）

株式会社エクセル
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目1-1 加島商館ビル7階
TEL. 03-3517-2305 FAX. 03-3517-2309
<受付時間>
平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は休業）

引受保険会社（担当営業店）

損害保険ジャパン株式会社 札幌支店 法人第二支社
〒060-8552 札幌市中央区北一条西6-2 損保ジャパン札幌ビル
TEL. 011-281-8284 FAX. 011-241-0827
ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>
<受付時間>
平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は休業）

全国情報技術協同組合

事務局
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-8-17 KN日本橋ビル
TEL. 03-3241-0230 FAX. 03-6262-2803
ウェブサイト <https://www.itcoop.or.jp/>
<受付時間>
平日：午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始は休業）

全国情報技術協同組合・指定代理店（非幹事取扱代理店）

